

平成21年3月16日

株式会社 但馬銀行

個人年金保険「アイエヌジースマートデザイン55」 の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、本日より、新たな個人年金保険商品の取扱いを下記の通り開始しますのでお知らせいたします。

なお、本商品の取扱開始に伴い、現行商品「アイエヌジースマートデザイン123」は3月31日(火)受付分をもちまして、販売を停止させていただきます。

記

一、商品内容

商 品 名	アイエヌジースマートデザイン55
引 受 保 険 会 社	アイエヌジー生命保険株式会社
年 金 種 類	(無配当)一時払変額年金保険(08)A型
特 徴	<ul style="list-style-type: none">・この保険は、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、解約返戻金額および死亡給付金などが変動する保険料一時払型の生命保険(一時払変額年金保険)です。・据置(運用)期間中の死亡給付金額と、据置(運用)期間満了時の年金原資には最低保証があります。・死亡給付金額と年金原資が最低保証される額(ステップアップ金額といいます。)は、ご契約時は一時払保険料と同額ですが、積立金額が基本給付金額の110%から150%の範囲内で5%刻みの額に到達するごとに、自動的に切り上がります。 ステップアップ金額の切り上げの判定は毎日行います。一度切り上がったステップアップ金額は、その後の運用実績にかかわらず、下がることはありません。・特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券などに投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスクなどの投資リスクがあります。 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金などのお受取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回る可能性があります。

二、諸費用等

この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

据置（運用）期間中	保険契約関連費用	特別勘定の資産総額に対し年率2.98%を、積立金より日割りで毎日控除します。
	資産運用関連費用	特別勘定が投資対象とする投資信託の信託財産に対し、年率0.1624875%程度（税抜0.15475%程度）を信託報酬として日割りで毎日控除します。（1、2）
解約・一部解約・一時払定額年金への移行を行う場合	解約控除	契約日からの経過年数に応じて、基本給付金額に対し、7.0%～1.0%を乗じた金額を、解約・一部解約・一時払定額年金への移行時に積立金より控除します。（3）
年金受取期間中・遺族年金受取期間中	年金管理費	支払年金額に対して1.0%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金より控除します。

- (1) 資産運用関連費用は、主な投資対象とする投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用も若干変動します。
- (2) その他お客さまにご負担いただく手数料として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などにより将来変更される場合があります。
- (3) 一部解約の場合、基本給付金額に一部解約日の翌営業日の積立金額に対する一部解約請求額の割合を乗じた額となります。

三、留意事項

- この保険では、年金原資について最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、お申込時にご指定いただく据置（運用）期間満了まで運用していただく必要があります。
- ご契約の解約、一部解約を行った場合、解約返戻金には最低保証はありません。
- 変額個人年金保険は投資信託等で運用されるため、投資対象となる株式や債券の価格、為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、解約される場合の払戻金には最低保証はなく、所定の解約手数料や市場金利の変動による増減等がある場合があります。

- ・個人年金保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、保険契約の主体は引受保険会社と契約者本人（お客さま）となります。
- ・個人年金保険商品は預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・本商品はクーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。
- ・ご契約前には「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以 上

<お問い合わせは> 0120 - 164 - 230（フリーダイヤル）
受付時間 / 9：00～19：00
（土・日・祝日のほか、1月1日～3日、12月31日は除く）